新型コロナウイルス感染症に関する 臨時的な診療・処方・調剤の取り扱いについて

標記の件、**慢性疾患等を有する定期受診患者**について以下のような取り扱いが可能である 事を周知する様、厚生労働省から展開されておりますので、組合員の皆様にご連絡いたし ます。**まずはかかりつけの医師や薬剤師・薬局にご相談・ご確認ください**。

慢性疾患等の医薬品が必要になった場合



医療機関(診察・処方)

- ○患者がかかりつけの医師に電話等で相談
- ○医師が電話・情報通信機器で診察(医師の判断で実施)



〇医師は、患者の同意のもと、医薬品(これまで処方されていた慢性疾患治療薬等)の処 方箋を FAX 等で患者が希望する薬局に送付(医師の判断で実施)

または

- 〇医師は、患者が希望する場合には、患者自身が処方箋を FAX 等で希望する薬局に送付することにしてもよい(医師の判断で実施)※
- ※いずれの場合においても、医療機関は処方箋を保管し、後日、薬局に処方箋を送付するか、患者が受診した際に手渡し、薬局に持参させること



薬局(調剤)

- ○薬局は、その処方箋情報に基づき調剤
 - ※患者から FAX で処方箋情報の送付を受けた場合は、処方元の医療機関に内容を確認
- ○薬局は、患者と相談の上、薬剤の品質の保持や、確実な授与がなされる方法(宅配便等)で渡し、服薬指導は電話や情報通信機器で行うことができる
- ○薬局は、調剤後も必要に応じ電話や情報通信機器で服薬指導等を実施する